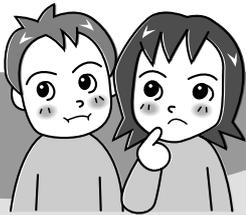


救済制度の内容はど



だれが利用できるのですか？

18歳未満(高校3年生を含みます。)の子どもはもちろん、家族や友だち、知りあいの人など、その子どもに関係のある人ならだれでも相談できるようにしたいと考えています。

また、札幌に住んでいる子どものほか、他の市町村に住んでいる子どもが、札幌市の施設などでいやな思いを受けたときも利用できます。

それから、匿名(名前を名乗らないこと。)での相談や、自分ではない友だちのことについての相談も受け付けるようにするつもりです。もちろん、ヒミツは固く守ることを約束します。



どんなときに子どもを助けてくれるのですか？

例えば、次のような「いやな思いをしたこと」、「見てしまったこと」はありますか？

「いじめられているのかも…。(仲間はずれにされた、くつをかくされてしまった。)」

「虐待を受けているのかな…。(親からよくたたかれる、親が面倒をみてくれない。)」

「体罰や暴力を受けてしまった…。」

このようなときはもちろん、そのほかにも、「ちょっとつらいことがあるんだ。」とか、「悩みを聞いてほしいな。」とか、どんなことでも、相談にのりたいと考えています。



どんな人が助けてくれるのですか？

この制度の責任者は、「救済委員」とよばれる人で、大学の先生や弁護士さんなどのように、子どもの悩みにくわしい人になってもらおうと考えています。

この救済委員とともに、相談員や調査員が、みなさんの相談を受け付けてアドバイスをしたり、解決を目指していっしょに考えたりします。

(くわしくは、次のページを見てください。)

のようなものですか？

新しい救済制度は、相談だけではなく、次の流れで解決を目指します。



まずは… 相談してください。

いやな思いをしたこと、友だちが困っていることなど、どんな小さな悩みでもいいので、相談してください。相談員は、みなさんの話を聞いて、何ができるのかいっしょに考えます。そして、解決に向けてよい方法をアドバイスします。



次に… 必要があれば、調査したり、調整したりします。

相談だけでは解決が難しそうな場合、「調査の申立て」をすることができます。申立てを受けたら、調査員は、どのようなことに原因があるのか、くわしく調査したり、相手の人から話を聞いたりします。また、子どもの気持ちや意見を代わりに相手の人に伝えるなど、お互いの間に入って理解を深めながら、解決を目指す活動(調整活動)を行ったりします。



最後は… 場合によっては、解決に向けて直接お願いをします。

調査や調整を行っても、解決が難しい場合があるかもしれません。そのときは、おとなたち(例えば、市役所の人や学校の先生、家の人。)に話をし、解決するための努力をしてもらうようにお願いをします。これを、「勧告」や「意見表明」、「是正要請」といいます。



メモ1 メモ2 メモ3

一口メモ

メモ1 「勧告」: 札幌市の機関に、「こうしてほしい」とお願いすること。

メモ2 「意見表明」: 札幌市の制度が原因のとき、その制度を改善するよう提言すること。

メモ3 「是正要請」: 札幌市以外の機関や市民に、「こうしてほしい」とお願いすること。